

「私的使用のための複製（著作権法第30条）」に関する意見

1. 30条全体について

家庭内でテレビ番組を時間をずらして見るために、レコーダーに録画したり、音楽を個人的に別の場所で聴くためにポータブルデバイスに複製したりする等、日常生活上で私的複製が行われるシーンは多く、著作物享受に係る国民生活は40年以上に渡り現行の30条を基礎として円滑に営まれているといっても過言ではない。30条は、権利者の正当な利益を不当に害しない範囲で、個人の私的な領域での活動の自由を保障するという、権利の保護と利用のバランスを図る基本的枠組みとして有効に機能しており、この枠組みを維持していくことには意義があるものと考えられる。

しかし、近年の著しいデジタル技術の発展に対し、30条により充分に対応できていない部分があるのは事実であり、権利者の正当な利益が不当に害され、または利用者による技術の利便性の享受を著作権法が妨げるという結果にもつながるおそれがあることも否定できない。

したがって、時代にあわせるための見直しの議論を行うことは必要であると考えられる。

ただし、現在有効に機能している30条の拙速な改正は避けるべきであり、とりわけ私的領域へ過度な介入については、それによる影響や得られる効果の点から慎重に検討すべきである。

2. 媒体変換（メディアシフト）について（1項柱書）

デジタル技術の進展により、利用者が正規に取得した過去のコンテンツを個人的、家庭的に再利用することが技術的には可能になった一方で、メディアのライフサイクルの短寿命化はますます顕著となっている。この傾向は、ビデオデッキ、パソコンやスマートフォン等の最新のデジタル機器において、特に顕著である。正規にコンテンツを取得し所有している利用者は、そもそもコンテンツ取得時に、取得時のメディアに縛られてしか使用できないとの認識はなく、技術環境が変化した後も当該コンテンツを継続的に使用できるよう、メディアシフト（アナログ情報をデジタル化して、LPレコードをCD-Rにすること、VHSやベータビデオをDVDに変換する等）を行いたいと期待することは至極当然であり、技術の進展による利便性の享受といった観点からも、これを認めていくことにつき、社会的必要性があると考えられる。

一方、現行の30条1項柱書の「使用する者が複製することができる」という文言は、通説的には、本人と同一視できる補助者による複製は許され、事業者に複製を委託することは許されないとされているが、このような技術環境下では、自ら行うか、事業者が行うかで、法的に取り扱いを異にすることには、合理性がない。

したがって、利用者本人か事業者かという表面的、一面的な観察をして、事業者によるメディアシフトを一律に排除するのではなく、権利者の正当な利益を不当に害するものではなく、かつ実質的な効果として利用者本人が行なっている場合と変わらないものかどうかで判断すべきであると考えられる。

3. 「自動複製機器」（1項1号）について

公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器（公衆用設置自動複製機器）を用いた複製が、正当に取得した自己が所有・管理する著作物を複製するのであって、かつ、あくまで個人的または家庭内等での使用に留まるものであれば、自己が所有する複製機器で複製するのと理論的には変わらないのであるから、30条の趣旨に反することにはならない。かかる観点から、30条1項1号の削除を含め、公衆用設置自動複製機器の取り扱いについて議論してもよいのではないかと思われる。

なお、文書等の著作物の複製に関しては、権利処理の体制が整備されていないという理由から、30条1項1号から当分の間適用除外とされているが（附則5条の2）、現在もこれら著作物の管理・許諾の一元化はまだ途上であり、権利者不明のものも多数存在するような状況である。このような状況下で、単純に附則5条の2を削除することは、私的な使用をしようとする一般人の著しい不便を生じ、混乱を招くことになるので、最低限、現状を維持する必要があると考える。

4. 「技術的保護手段」（1項2号）について

30条1項2号は、「技術的保護手段の回避により著作権者等が予期しない複製が自由に、かつ社会全体として大量に行われることは、著作権者等の経済的利益を著しく損なうことから、回避を伴う複製を私的使用のための複製として権利制限することは適当ではない」との趣旨で規定されているが（平成23年1月文化審議会著作権分科会報告書）、たとえ技術的保護手段を回避する私的複製行為であったとしても、利用者がバックアップ目的で1部だけコピーするといったような限定的な範囲内に留まるのであれば、「著作権者等が予期しない複製」とは言えず、また当該私的複製行為によって「著作権者等の経済的利益を著しく損なう」ことにもならない。

したがって、技術的保護手段を回避する私的複製行為については、権利者の正当な利益を不当に害さない、一定の限定的な範囲で認められるべきであると考えます。

5. 違法配信からの複製について（1項3号）

違法複製物の流通により被害が生じている実態は遺憾であり、何らかの対応が必要であると考えているが、いわゆるダウンロード違法化を導入した改正著作権法の施行からわずかに1年半しか経過しておらず、当該改正著作権法の施行により、インターネットにおける音楽、映像コンテンツの違法配信にどのような影響があったのかについての効果測定も未だ十分に行われていない中で、30条1項3号の見直しを進めるのは時期尚早ではないかと考える。まずはダウンロード違法化導入の客観的、多角的な効果測定を実施するとともに、コンテンツの違法アップロードの排除およびダウンロード違法化の啓発活動を継続的に実施すべきである。

6. 私的録音録画補償金制度について（2項）

私的録音録画補償金制度はデジタル時代に適合しているとは言い難く、制度自体に問題を抱えているといえる。現行制度の廃止を含めた抜本的な制度改正の議論が必要であると考えます。

以上